平成２６年（フ）第３１４号
熊本市中央区島崎１丁目16番23号、前住所熊本市中央区新町１丁目５番20―201号
債務者　蓑田　幸作
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月15日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３２３号
熊本市東区西原３丁目２番15―503号　託麻団地、前住所熊本市東区長嶺南４丁目10番15号　レジデンス優Ⅱ長嶺南305
債務者　橋口　豊
1　決定年月日時　平成26年７月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３１８号
熊本市中央区世安町578番地　渡辺方
債務者　古閑　和代
1　決定年月日時　平成26年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６１号
岐阜県大垣市美和町1742番地２
債務者　松野早智子
1　決定年月日時　平成26年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２１４１号
札幌市豊平区平岸７条14丁目２番３―714号
破産者　富田富美子
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４号
宮城県大崎市古川北稲葉３丁目13番10号
破産者　三浦さき子
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第１４３号
富山県砺波市太田1593番地
破産者　市堰　豊
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第２号
静岡県富士市今泉2029番地の７、開始決定時の住所富山県高岡市向野町４丁目１番地３　アバガーデンコート高岡3603号
破産者　整形外科かたおか慶友クリニックこと　片岡　公一
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第６２号
富山県高岡市能町1314番地１　エクセレントⅡ112号、旧住所富山県射水市朴木272番地19
破産者　久々湊直人
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第８１号
富山県小矢部市水島712番地
破産者　長谷川工務店（井波屋）こと　長谷川　勇
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１５３号
富山県射水市八幡町２丁目10番18号
破産者　松本　久好
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第２２７１号
愛知県瀬戸市山手町228番地の64、開始決定時の住所愛知県瀬戸市西松山町２丁目189番地
破産者　金谷　芳樹
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９３５号
大阪市生野区新今里５丁目11番20号
破産者　飯田　治博
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３４２０号
大阪府豊中市北桜塚４丁目５番38―510号
破産者　藤田　淳一
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５０５号
大阪府東大阪市若江南町２丁目９番５号
破産者　市村　恵子（旧姓西村）
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１７号
大阪市中央区久太郎町１丁目５番15―905号
破産者　田中　功
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９１４号
大阪府羽曳野市誉田３丁目７番16号
破産者　川口日出夫
1　決定年月日　平成26年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係